

契約の内容に関する事項

(当初契約)

契約番号	5041000238	工事種別	電気工事	入札契約方式	一般競争入札
件名	泉北水再生センター場内照明設備更新工事（その2）				
契約の相手方	住所	大阪府堺市南区桃山台1丁3番38-105号			
	氏名	株式会社ヤマカワ 代表取締役 森本 憲柱			
契約日	令和 4年11月22日				
工期	令和 4年11月22日から 令和 6年 1月31日まで				
契約金額	74,743,900 円 （うち取引に係る消費税額等 6,794,900 円）				
工事場所	堺市中区八田西町1丁2番1号				
工事概要	照明設備更新工事 一式				
工事担当課	下水道施設課				
備考					

(変更契約第2回)

変更契約日	令和 5年12月14日
工期	令和 4年11月22日から 令和 6年 1月31日まで
契約金額 (変更後)	79,894,100 円 （うち取引に係る消費税額等 7,263,100 円）
変更理由	①汚泥調整槽北側水銀灯1灯について、照明器具のみ更新したが点灯しなかったため、新規の配線・配管を追加するものです。②グラウンド駐車場及び泉北2号線沿い水銀灯8灯について、水銀灯ポールと照明器具の取付サイズが異なったため、変換アダプタ付に仕様変更するものです。③機械棟地下1階風道について、実施設計時アスベスト除去のため現地調査ができておらず、既設図面も無かったため図面に記載できていなかった蛍光灯18灯の撤去を追加するものです。以上により増額変更するものである。

契約の内容に関する事項

(当初契約)

契約番号	5041000279	工事種別	水道施設工事	入札契約方式	一般競争入札
件名	浜寺石津町中3丁ほか配水管布設工事				
契約の相手方	住所	大阪府堺市東区北野田968			
	氏名	村上水道株式会社 代表取締役 小松 雄介			
契約日	令和5年2月17日				
工期	令和5年2月17日から 令和6年1月31日まで				
契約金額	108,336,800円 (うち取引に係る消費税額等 9,848,800円)				
工事場所	堺市西区浜寺石津町中3丁ほか3か所				
工事概要	(西区浜寺石津町中3丁、浜寺石津町中4丁、浜寺石津町東3丁、浜寺石津町東4丁) 配水管布設工 φ50-100 配水用ポリエチレン管 L=1,076.48m 配水管布設工 φ40 ポリエチレン2層管 L=14.2m 配水管撤去工 φ40-100 L=1,090.68m 仮配管布設・撤去工 φ50 L=2,637.6m 給水管接合替工 φ20-50 177か所 その他附帯工 一式				
工事担当課	水道建設課				
備考					

(変更契約第2回)

変更契約日	令和5年12月11日				
工期	令和5年2月17日から 令和6年1月31日まで				
契約金額 (変更後)	118,969,532円 (うち取引に係る消費税額等 10,815,412円)				
変更理由	施工条件の変更の結果、次のとおり事情の変更が生じた。 ①近隣住民からの要望により、安全対策として交通誘導警備員の追加が必要となったことから安全費を増額変更する。 ②令和5年度堺水建第2607号の通知により、本市で施工する配水用ポリエチレン管を使用した工事では、ポリエチレンスリーブから溶剤浸透防護スリーブを使用することに変更したため、管工事費を増額変更する。 ③接合替え保留に伴い給水接合替工の施工箇所が減となったことから、材料費、管工事費を減額変更する。 以上①、②、③の総額が増額に至るため、増額変更するものである。				

契約の内容に関する事項

(当初契約)

契約番号	5041000293	工事種別	土木工事	入札契約方式	一般競争入札
件名	竹城台ほか下水管布設工事(4-1)				
契約の相手方	住所	大阪府堺市中区深井中町1190-12			
	氏名	美佐紀興業株式会社 代表取締役 岩本 浩子			
契約日	令和5年2月20日				
工期	令和5年2月20日から 令和5年12月28日まで				
契約金額	88,249,700円 (うち取引に係る消費税額等 8,022,700円)				
工事場所	堺市南区竹城台ほか1か所				
工事概要	(南区竹城台、中区陶器北) 区間距離 L = 356.790m 管布設工φ200mm リブ付硬質塩化ビニル管 1 = 254.950m 水路布設工900×900mm フリューム 1 = 83.440m 水路布設工800×800mm ボックスカルバート 1 = 4.070m 水路布設工600×900mm フリューム 1 = 1.010m マンホール設置工 汚水 14 か所 宅内マンホールポンプ撤去工 1 か所 水道管移設工 一式 附帯工 一式				
工事担当課	下水道建設課				
備考					

(変更契約第1回)

変更契約日	令和5年12月1日
工期	令和5年2月20日から 令和5年12月28日まで
契約金額 (変更後)	90,616,900円 (うち取引に係る消費税額等 8,237,900円)
変更理由	本工事において、道路管理者及び関係機関との協議の結果、舗装構成及び舗装範囲が変更になったため増額となる。

契約の内容に関する事項

(当初契約)

契約番号	5041000322	工事種別	水道施設工事	入札契約方式	一般競争入札
件名	土師町1丁ほか配水管布設工事				
契約の相手方	住所	大阪府堺市東区大美野158-27			
	氏名	株式会社アバンテック 代表取締役 北野 淳二			
契約日	令和5年4月10日				
工期	令和5年4月10日から 令和6年3月15日まで				
契約金額	106,804,500円 (うち取引に係る消費税額等 9,709,500円)				
工事場所	堺市中区土師町1丁ほか				
工事概要	配水管布設工 φ75-100 配水用ポリエチレン管 L=1,236.91m 配水管布設工 φ40 ポリエチレン2層管 L=7m 配水管撤去工 φ40-200 L=1,243.91m 仮配管布設・撤去工 φ50 L=2,718.8m 給水管接合替工 φ20-50 153か所 その他附帯工 一式				
工事担当課	水道建設課				
備考					

(変更契約第3回)

変更契約日	令和5年12月12日				
工期	令和5年4月10日から 令和6年3月15日まで				
契約金額 (変更後)	118,726,300円 (うち取引に係る消費税額等 10,793,300円)				
変更理由	施工条件の変更の結果、次のとおり事情の変更が生じた。 ①令和5年度堺水建第2607号の通知により、本市で施工する配水用ポリエチレン管を使用した工事では、ポリエチレンスリーブから溶剤浸透防護スリーブを使用することに変更したため、管工事費を増額変更する。 ②一部布設・撤去区間において、掘削を行ったところ、当初設計より既設管の土被りが深いことが判明したため、土工事費を増額変更する。 ③一部布設・撤去区間において、配水管布設・撤去の施工延長を変更する必要が生じたため、材料費等を減額変更する。 以上①、②、③の総額が増額に至るため、増額変更するものである。				

契約の内容に関する事項

(当初契約)

契約番号	5042000109	工事種別	建設コンサルタント業務	入札契約方式	一般競争入札
件名	今池処理区ほか下水管改築実施設計業務(4-21)				
契約の相手方	住所	大阪府大阪市西区江戸堀1丁目10番8号 パシフィックマークス肥後橋3階			
	氏名	株式会社中央設計技術研究所 関西事務所 所長 橋本 一樹			
契約日	令和4年10月24日				
工期	令和4年10月24日から 令和5年9月30日まで				
契約金額	33,438,900円 (うち取引に係る消費税額等 3,039,900円)				
工事場所	堺市北区北花田町ほか				
工事概要	設計業務委託工 一式 管更生工法 (内径800mm未満) 1=3,917m 管更生工法 (内径800mm以上) 1=1,802m 布設替え工法 (内径1,200mm未満) 1=175m マンホール更生工法 N=4か所 現地調査工 機能耐久調査工 一式				
工事担当課	下水道建設課				
備考					

(変更契約第3回)

変更契約日	令和5年12月20日
工期	令和4年10月24日から 令和5年12月28日まで
契約金額 (変更後)	34,851,300円 (うち取引に係る消費税額等 3,168,300円)
変更理由	地下埋設物状況や地上条件、施工性の観点から、開削による改築路線が減少した。また、損傷箇所が局所的であり、部分布設替えにより管更生が不要となる路線が発生した。(減額)機能耐久調査の結果、人孔の腐食や中性化が確認されたため、改めて耐震計算が必要となった。(増額)以上より、増・減双方生じるも減額幅の方が大きいため、本業務を減額変更するものである。

契約の内容に関する事項

(当初契約)

契約番号	5042000112	工事種別	建設コンサルタント業務	入札契約方式	一般競争入札
件名	石津処理区ほか下水管改築実施設計業務（４－２１）				
契約の相手方	住所	大阪府大阪市中央区瓦町２丁目４－１０			
	氏名	株式会社セリオス 代表取締役社長 須崎 恭弘			
契約日	令和 ４年１０月２５日				
工期	令和 ４年１０月２５日から 令和 ５年 ９月３０日まで				
契約金額	30,399,600 円 （うち取引に係る消費税額等 2,763,600 円）				
工事場所	堺市西区堀上緑町ほか５か所				
工事概要	（西区堀上緑町ほか、堺区協和町ほか、北庄町ほか、南区檜尾、野々井、鴨谷台） 設計業務委託工 一式 管更生工法（内径８００mm未満） １＝ 3, 908 m 管更生工法（内径８００mm以上） １＝ 269 m 布設替工法（内径１, 200mm未満） １＝ 256 m 開削工法（内径１, 200mm未満） １＝ 10 m 特殊マンホール ２か所 水理調査工 一式 流量計測工（内径８００mm未満） １か所 流量計測工（内径８００mm以上） ２か所				
工事担当課	下水道建設課				
備考					

(変更契約第3回)

変更契約日	令和 ５年１２月２５日
工期	令和 ４年１０月２５日から 令和 ６年 ２月２９日まで
契約金額 (変更後)	31,581,000 円 （うち取引に係る消費税額等 2,871,000 円）
変更理由	設計計画を進めるにおいて、地下埋設物状況、地上条件及び施工性を整理したところ、布設替による改築路線が増加し、管更生による改築路線が減少となる。また野々井橋の懸垂管に係る検討及び協議等で時間を要するため工期延期を行う。 以上より、増・減双方生じるも結果として本業務を減額変更並びに工期延期するものである。

契約の内容に関する事項

(当初契約)

契約番号	5051000100	工事種別	舗装工事	入札契約方式	一般競争入札
件名	神南辺町1丁ほか舗装道路本復旧工事				
契約の相手方	住所	大阪府堺市中区東山13番地			
	氏名	株式会社春正建設 代表取締役 春木 正則			
契約日	令和5年7月18日				
工期	令和5年7月18日から 令和5年12月15日まで				
契約金額	41,401,800円 (うち取引に係る消費税額等 3,763,800円)				
工事場所	堺市堺区神南辺町1丁ほか				
工事概要	アスファルト舗装工 t = 9cm A = 1, 318m ² アスファルト舗装工 t = 5cm A = 5, 704m ² その他附帯工 一式				
工事担当課	水道建設課				
備考					

(変更契約第1回)

変更契約日	令和5年12月6日
工期	令和5年7月18日から 令和5年12月15日まで
契約金額 (変更後)	42,060,700円 (うち取引に係る消費税額等 3,823,700円)
変更理由	<p>工事の施工の結果、次のとおり事情の変更等が生じた。</p> <p>①堺警察署と協議の結果、市道神南辺町1号線～4号線及び山本町17号線において、昼間の車両通行止め規制とする申請が許可されず、昼間の片側交互通行にて施工する事となり、道路中央部に舗装版切断工を追加することとなり、附帯工事費の増額が生じた。</p> <p>②道路管理者との協議の結果、配水管布設工事の施工範囲増減に合わせて復旧する旨の指示があり、舗装面積が減少となり、舗装費の減額が生じた。</p> <p>以上から、増額変更と減額変更が生じるが、トータルで工事費の増額に至るため、増額変更するものである。</p>

契約の内容に関する事項

(当初契約)

契約番号	5051000140	工事種別	舗装工事	入札契約方式	一般競争入札
件名	太井ほか舗装道路本復旧工事				
契約の相手方	住所	大阪府堺市中区福田128番31			
	氏名	松岡重機 代表 中村 成宏			
契約日	令和 5年 9月 7日				
工期	令和 5年 9月 7日から 令和 5年12月28日まで				
契約金額	20,872,500 円 (うち取引に係る消費税額等 1,897,500 円)				
工事場所	堺市美原区太井ほか				
工事概要	アスファルト舗装工 t = 10 cm A = 1,454 m ² アスファルト舗装工 (歩道部) t = 5 cm A = 308 m ² アスファルト舗装工 (改質) t = 20 cm A = 92 m ² アスファルト舗装工 (乗入部) t = 10 cm A = 18 m ² その他附帯工 一式				
工事担当課	水道建設課				
備考					

(変更契約第1回)

変更契約日	令和 5年12月19日
工期	令和 5年 9月 7日から 令和 5年12月28日まで
契約金額 (変更後)	21,996,700 円 (うち取引に係る消費税額等 1,999,700 円)
変更理由	工事の施工の結果、次のとおり事情の変更等が生じた。 ①道路管理者との協議の結果、配水管布設工事の施工範囲増加に合わせて復旧する旨の指示があり、舗装面積が増加となり、舗装費の増額が生じた。 ②道路管理者との協議の結果、歩道舗装工が密粒から透水性に変更となり、誘導シートも密粒用から開粒用に変更となり、附帯工事費の増額が生じた。 ③黒山警察署と協議の結果、市道太井黒山線において、昼間の車両通行止め規制とする申請が許可されず、昼間の片側交互通行にて施工する事となり、道路中央部に舗装切断工を追加することとなり、附帯工事費の増額が生じた。 以上から、工事費の増額に至るため、増額変更するものである。